

檀原市都市計画審議会条例(平成9年3月26日条例第7号)

最終改正:平成21年3月31日条例第10号

改正内容:平成21年3月31日条例第10号[平成29年7月4日]

○檀原市都市計画審議会条例

平成9年3月26日条例第7号

改正

平成12年3月29日条例第19号

平成16年3月31日条例第7号

平成21年3月31日条例第10号

檀原市都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、檀原市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法第19条の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。
- (4) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

4 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によって選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(顧問)

第7条 会長が必要と認める場合は、審議会に顧問若干名を置くことができる。

(常務委員会)

第8条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長及び会長の指名した委員8人以内をもって組織する。

3 常務委員会は、処理した事項を審議会に報告するものとする。

4 第5条第3項及び第6条の規定は、常務委員会について準用する。

(職員)

第9条 審議会の庶務を処理するため書記若干名を置く。

2 書記は、市職員の中から市長が任命する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第19号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第7号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第10号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。
